

3月12日の規制庁交渉を踏まえた緊急要望書

高浜原発3・4号の汚染水対策

シルトフェンスでどれだけ放射能を防げるの？

規制庁の回答

定量的評価は関電に求めている。どれだけ防げるかは分からない

高浜町長 野瀬 豊 様
高浜町議会議長 的場 輝夫 様
高浜町議会議員各位

高浜原発3・4号の汚染水対策は、シルトフェンスとなっています。このことは、町のケーブルテレビで流されている規制庁説明ビデオでも「格納容器から漏れ出る気体の放射能を放水砲で打ち落とし、汚染水となった水は、シルトフェンスで海への拡散を抑制することを確認しています」と説明しています。

しかし、シルトフェンスでどれだけ放射能の拡散を防止できるのかについては、福井県原子力安全専門委員会やおおい町議会などでも疑問視されています。3月6日の県原子力安全専門委員会では、委員から「シルトフェンスは大きな穴。原子レベルの放射能はその穴を通して拡散していく」との指摘があり、「シルトフェンスでどれくらい放射能をくい止めることができるのか？」と質問がありました。しかし、規制庁は答えることができず、宿題となりました。

私たちは昨日3月12日に、福島みずほ参議院議員出席のもと、参議院議員会館で規制庁と交渉^{*1)}を行い、シルトフェンスでどれだけ放射能を防ぐことができるのかを問いました。規制庁の回答は、「審査では、定量的評価は関電に求めている。そのため、どれだけ防げるかは分からない」というものでした。新規制基準では、設置許可基準規則55条で「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」と定められています。規制庁は、この「設備」がシルトフェンスだと説明しましたが、上記のように、どれだけ「放射性物質の拡散を抑制」できるかは分からないとのことでした。

これでは、明らかに規則55条にも違反しています。事故時に若狭の海を汚染から守ることはできません。汚染水対策はないに等しい状況です。

そのため、以下を強く要望します。

1. 住民説明会を開き、規制庁に説明を求めてください。
2. 汚染水対策がないもとでは、再稼働に同意しないでください。

2015年3月13日

グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103. TEL: 075-701-7223 FAX: 075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

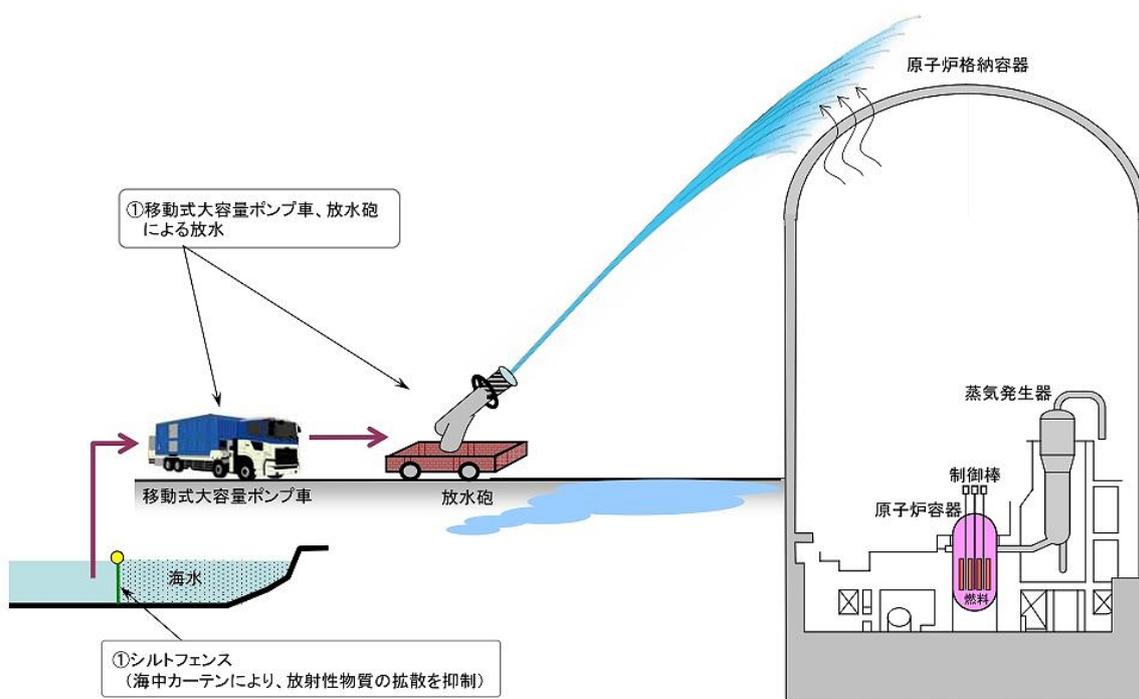
大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

^{*1)} 3月12日、参議院議員会館101号室にて行われた汚染水問題の政府交渉。主催団体：ハイロアクション 福島／原子力規制を監視する市民の会／グリーン・アクション／美浜の会等の市民団体

高浜原発3・4号の汚染水対策もこれと同じです

3. 原子炉設置変更許可申請書の概要 (放射性物質拡散抑制) 3/6

18



玄海原子力発電所3、4号機の新規制基準への適合性について
平成25年7月23日九州電力株式会社

◆設置許可基準規則55条

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第五十五条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。

